



# LexisNexis® Compliance Package

【 テーマ別・パッケージ 】

## 子会社・グループ会社の 贈賄対策

贈賄対策をアップデートして、海外子会社・グループ会社のコンプライアンス体制を見直しませんか？



贈賄リスクは、米国・英国の厳格な規制だけでなく、  
リスクの高いアジア地域でも  
法改正や積極的な執行が行われています。



贈賄リスクは、入札・受注・通関・許認可・訴訟など、  
様々な場面で直面しうるリスクにもかかわらず、制裁や  
刑事罰の恐れが高く、現地での事業継続を脅かす問題です。



海外の子会社・グループ会社の  
コンプライアンスリスクは、日本本社まで  
エスカレーションされていないことがあります。



自社の海外子会社・グループ会社の贈賄リスクを徹底的に洗い出し、  
どこにいてもリスクの端緒を発見できる体制づくりをサポートします。

レクシスネクシスが提案する贈収賄防止体制

- [ ① 情報収集 ] 法整備や法改正の動向調査・各社の摘発・訴訟情報確認
- [ ② リスクの実態把握 ] 贈賄リスクのアセスメント（行動・意識調査）、リスクマップの作成
- [ ③ ルールの整備 ] 汚職防止規程・宣誓書の提出・契約の贈賄防止条項・  
取引先の贈収賄前科/風評/贈収賄防止体制の確認・立入調査対応マニュアル
- [ ④ 不正の芽の察知と機敏な対処 ] ③のルール周知のための教育・研修
- [ ⑤ 制度 ] 接待や贈答の社内手続・内部通報制度・内部監査



➤ 法と、ビジネスをつなぐ。



LexisNexis® COMPLIANCE SOLUTION

資料請求 [marketing-jp@lexisnexis.com](mailto:marketing-jp@lexisnexis.com)

<http://www.lexisnexis.jp>

贈収賄防止規定のガイドライン例

**第10条 (取締役等との関係)**  
 所在地において当該企業との役員に対する便宜の提供等を禁ずる際、地域においては、当該企業との役員等について、外資役員等に準じて罰則を適用する。この場合、罰則の「外資役員等」は「取締役」と読み替えらるるものとする。

**第11条 (贈賄・贈収)**  
 送附・コンプライアンス部門は、当該グループの役員等を対象とする、外資役員等に対する贈賄防止に関するコンプライアンス教育・研修を定期的に実施する。これを怠らなければならない。

**第12条 (内部監査)**  
 当該グループは、外資役員等に関するコンプライアンスに関する監査を内部監査の対象に加え、監査の内容を監査計画に定めるものとする。内部監査部長は、内部監査の結果について、少なくとも6ヵ月に1回、コンプライアンス・オフィサーに報告しなければならない。

**第13条 (記録保持)**  
 当該グループ役員が本規定に違反する行為を行った場合、行為者、管理層について、影響範囲等社内報等に速記を要する。ただし、9条1項に規定する送附がなされた場合は、報告内容により処分を要する。また、外資役員に対する贈賄を必要とした場合、本規定に違反する事実を知りながら9条1項に反してその事実を隠蔽した場合は、罰則が適用される。又は贈賄内容に重大な虚偽、隠蔽の情が認められる場合には、これらの行為を行った者について処分を加重するものとする。

**第14条 カイドライン・調達等の遵守**  
 当該グループ役員は、本規定のほか、外資役員等贈収賄防止に関する事項については、カイドライン、調達等を定めることとし、役員等は、これに準ずるものとする。

**第15条 (特許等の確保)**  
 当該グループは、必要に応じて、特定のグループ、国内企業、海外グループ会社及び海外地域を対象とした、本規定、「外資役員等に対する贈賄・贈収のカイドライン」(付随文書の起算に関するカイドライン)の権利、経理や運用に関する権利を定めることができる。この場合、特許には役員等の承認を要することとする。

ファシリテーション・ペイメントのガイドライン例

**6 ファシリテーション・ペイメント**  
 選挙の行政サービスにかかる事務の円滑化を目的とした公設議員への支払いを行う。

**第4条 (行動規範)**

**1 外資役員等に対する便宜提供、賄賂・贈収、贈賄・贈収の禁止**  
 当該グループ役員は、以下に定める行為(当該グループ役員が個人的にその費用を負担する場合は含む)を行ってはならない。  
 ① 直接または第三者を介して、外資役員等に対し、金銭(ファシリテーション・ペイメントを含む)、贈賄・贈収その他便宜を提供すること(有罪・罰則のいずれかを免れず、以下「便宜の提供」という)。その申込みを行うこと、又はその約束をすること  
 ② 外資役員等が負担すべき経費を負担すること(以下「経費の負担」という)  
 ③ 外資役員等に対し、贈賄・贈収を行うこと

**2 例外1 (贈賄・贈収、賄賂・贈収、贈賄・贈収)**  
 当該グループ役員は、前項にかかわらず、外資役員等に対する贈賄・贈収、賄賂・贈収については、次条1項に定める事前承認手続を履行した後に限り行うことができる。

**3 例外2 (ファシリテーション・ペイメント)**  
 (1) 当該グループ役員は、外資役員等からファシリテーション・ペイメントの支払いを要求された場合、次条1項に定める事前承認手続を履行した後に限り行うことができる。  
 (2) 当該グループ役員は、外資役員等からファシリテーション・ペイメントの支払いを要求され、直ちにこれを支払いのしない場合、当該グループ役員自身の生命・身体が危険にさらされるなど、やむを得ずこれを支払いのしなければならない場合、事前承認手続を履行することなく、ファシリテーション・ペイメントの支払いを行うことができる。ただし、支払い後直ちに、次条2項に定める報告手続を履行しなければならない。

**4 例外3 (緊急的)**  
 当該グループ役員は、前1項にかかわらず、外資役員等からの贈収の提供、経費の負担、贈賄・贈収(以下併せて「便宜の提供等」という)の請求を受けた場合、この請求に応じないと、当該グループの役員自身の生命・身体が危険にさらされる場合、やむを得ずこれを履行しなければならない場合、事前承認手続を履行することなく、その請求に応じて便宜の提供等を行うことができる。ただし、実施後直ちに、次条2項に定める報告手続を履行しなければならない。

贈賄のニュース例


Mlex®規制や摘発の速報ニュースとその分析、各国政府の公式声明、事件ファイル等を収録。

The screenshot shows the Mlex Corporate website interface. At the top, there is a search bar and navigation tabs for NEWS, CASE FILES, EVENTS, and AB EXTRAS. Below this, there are more specific navigation options like MY MLEX, ANTI TRUST, WHITE HOUSE WATCH, M&A, TELECOM, STATE AID, TRADE, DIGITAL RISK, ENERGY & CLIMATE, FINANCIAL SERVICES, ANTI-BRIBERY & CORRUPTION, BREXIT, ALL CONTENT, and PRESS ROUND-UP. The main content area features a 'Press Summary' section with a headline: 'BMW, Porsche officials indicted in South Korea for fabricating emissions documents'. The article is dated 23 Apr 18 | 07:50 GMT. There is an 'In Brief' section and a 'Related Case File(s)' section. A callout box highlights an example of an abstract: '「韓国のBMWおよびポルシェの役員・従業員が排出証明書類の偽造で起訴」'.


「法と、ビジネスをつなぐ。」 レクシスネクシスのソリューション

企業成長のための、「攻めのコンプライアンス」へ。  
 LexisNexis® Compliance solutions


対処すべきリスクも、構築すべきコンプライアンス体制も、ひとつひとつの企業ごとに違います。レクシスネクシスは、貴社にあるべきコンプライアンスのかたちを描き、管理者や担当者が最小の手間でコンプライアンス管理ができる体制やしきみをつくることを支援します。




リサーチ&コンサルティング



コンプライアンス データベース



コンプライアンス マネジメント



グローバル コンプライアンス